

特別徴収にかかる市県民税の納入について（納入書の記入・訂正のしかた）

この納入書は電算機で事務処理を行います。下図の記入例に従い、必要事項（数字等）をはっきりと読みやすく記入してください。

納入する際の注意事項

- ・納入月を間違えないように使用してください。
- ・三連とも同じ税額が記入されていることを確認してください。
- ・もし、書き損じて予備の納入書を使用するときは、「何月分」の納入書であるか明記してください。

よくあるご質問

Q. 誤って多く納入してしまったが、どうしたら良いか？

A. 翌月分納入の際に差し引いて調整する方法と、還付する方法があります。市役所税務課にご連絡ください。ご連絡がなかった場合は、確認のお電話をさせていただきますことがありますのでご了承ください。

Q. 誤って少なく納入してしまったが、どうしたら良いか？

A. 未納の状態が一定期間続くと、延滞金が課されるだけでなく、滞納処分を行うことがあります（※延滞金については下記をご参照ください）。納期限までに、予備の納入書を使用して差額を納入していただくなどのご対応をお願いします。ご不明な点がございましたら、市役所税務課までお問合せください。

・「給与分（一括徴収分を含む）」
給与から徴収した税額分および退職者の未徴収税額を一括徴収した税額分

・「退職所得分」
退職所得に対する税額分
（※17 ページ参照）

※納入金額(1)の欄は、当初電算で税額を打出しています。

異動等で税額が変更した場合及び退職所得分等を納入する場合は、必ず納入金額(1)の欄を横線で抹消し(訂正印不要)、正しい税額を納入金額(2)の欄に記入してください。

なお、納入金額(1)の欄の税額が正しい場合は、納入金額(2)の欄への記入は必要ありません。

○延滞金

納期限までに税金を完納しないときは、その翌日から税金完納の日までの期間の日数に応じ、税額に当該延滞金特例基準割合（※）に年7.3%を加算した割合（納期限の翌日から1月を経過する日までの期間については当該延滞金特例基準割合に年1%を加算した割合（当該加算した割合が年7.3%を超える場合には、年7.3%の割合））を乗じて得た延滞金額を税金に加算して納めなければなりません。

※延滞金特例基準割合……各年の前々年9月から前年8月までにおける国内銀行の新規の短期貸出約定平均金利の平均の割合に、年1%を加算した割合

○令和6年度3月分から督促手数料は廃止されました。

自治省告示第88号（昭和60年4月5日）等により特別徴収にかかる個人住民税の納入書等の様式が全国的に統一されました。